

高知大学教育学部附属学校園長選考等規則

平成 27 年 1 月 28 日
規則 第 41 号

最終改正 令和 7 年 3 月 25 日規則第 92 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人高知大学組織規則第 38 条第 3 項に基づき、高知大学教育学部附属学校（幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校をいう。）の校長及び園長（以下「校園長」という。）の選考及び任期等に関し必要な事項を定める。

(選考)

第 2 条 校園長の選考は、学長が行う。この場合において、教育学部教授会（以下「教授会」という。）は、学長に 2 人以上の校園長候補者を推薦する。

2 学長は、前項の規定により推薦された候補者について面接を行い、その結果を考慮して校園長を指名し任命する。

3 教授会は、第 1 項の候補者の推薦を行うに当たっては、候補者の略歴及び選考過程を添付するものとする。

4 学長は、校園長を指名したときは、役職員に周知するとともに、教授会にその理由を説明するものとする。

(資格)

第 3 条 校園長の資格は、教育学部の基幹教員として配置された教授（教授予定者を含む。）とする。

2 校園長は、学識が優れ、教育研究に関し識見を有し、かつ、管理運営能力を有する者とする。

(選考の時期)

第 4 条 校園長の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

(1) 校園長の任期が満了するとき。

(2) 校園長が辞任を申し出たとき。

(3) 校園長が解任されたとき。

(4) 校園長が欠員となったとき。

2 前項第 1 号の場合にあっては、任期満了の日から 1 月前までに、同項第 2 号から第 4 号までにあっては、速やかに選考を行う。

(任期)

第5条 校園長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えて在任することはできない。

- 2 前条第1項第2号から第4号までの場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とし、その期間は、前項ただし書の期間に算入しないものとする。

(本人への通知)

第6条 学長は、第2条第2項の規定により校園長を指名したときは、遅滞なく、指名した者に対し、その旨を通知するものとする。

- 2 前項の規定による本人への通知は、教授会を通じて行うものとする。

(解任)

第7条 学長は、校園長が次のいずれかに該当するとき、その他校園長たるに適しないと認めるときは、役員会の承認を得て校園長を解任することができる。この場合において学長は、教授会に解任の理由を説明するものとする。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があるとき。

- 2 教授会構成員の3分の2以上の署名をもって校園長解任の請求があったときは、学長は、当該校園長の解任について役員会に諮るものとする。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、校園長の選考等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前から在職する校園長は、この規則により選考されたものとみなす。
この場合において、当該校園長の任期は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、その残任期間とし、この規則の施行前の在任期間を同条同項ただし書の期間に含めるものとする。
- 3 この規則の施行前に改正前の高知大学教育学部附属学校長選考規則に基づき、教育学部において選考され、この規則の施行の日に任命される教育学部附属中学校長は、この規則により選考されたものとみなす。

附 則 (令和7年3月25日規則第92号)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行前から在職する校園長は、この規則による改正後の高知大学教育学部附属学校園長選考等規則により選考されたものとみなす。
- 3 この規則の施行前に改正前の高知大学教育学部附属学校園長選考等規則に基づき選考され、この規則の施行の日に任命される教育学部附属中学校長は、改正後の高知大学教育学部附属学校園長選考等規則により選考されたものとみなす。